

# 介護報酬の解釈 **2** 指定基準編 (平成24年4月版) 追補・正誤

平成25年4月18日 社会保険研究所

以下の省令，告示，通知等により，本書の内容に一部訂正，追加情報がありましたので追補いたします。

- 平成25年3月27日 厚生労働省令第33号 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
- 平成25年3月22日 厚生労働省告示第62号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
- 平成25年3月27日 老発0327第6号 厚生労働省老健局長通知 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について
- 平成25年3月29日 老高発0329第2号・老振発0329第1号・老老発0329第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長通知 介護職員初任者研修課程の実施等に伴う告示及び通知の改正について

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
<b>I 居宅サービス等の基準</b>			
<b>1 居宅サービス</b>			
30	左段 上から 23行目	介護保険法施行規則	<u>介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則</u>
	左段 下から 19行目	2級課程	<u>介護職員初任者研修課程</u>
	右段 上から 4行目	④ サービス提供責任者の任用要件として，「3年以上介護等の業務に従事した者であって，2級課程を修了したもの」を定めているところであるが，この要件については暫定的なものであることから，指定訪問介護事業者はこれに該当するサービス提供責任者に介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。	④ サービス提供責任者の任用要件として，「3年以上介護等の業務に従事した者であって， <u>介護職員初任者研修課程を修了したもの</u> 」(介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者を除く。)を定めているところであるが，この要件については暫定的なものであることから，指定訪問介護事業者はこれに該当するサービス提供責任者に介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。 なお， <u>看護師等の資格を有する者については，1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから，3年以上の実務経験は要件としないものであること。</u>
	右段 上から 22行目	なお，3年間の実務経験の要件が達成された時点と2級課程の研修修了時点との前後関係は問わないものであること。	⑤ 3年間の実務経験の要件が達成された時点と <u>介護職員初任者研修課程(2級課程を修了した場合は2級課程)</u> の研修修了時点との前後関係は問わないものであること。

頁	該当箇所	訂正前	訂正後														
54	右段別表	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 504 619 801">施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者</td> <td data-bbox="619 504 888 801">介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条に規定されている証明書の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 801 619 936">施行規則第22条の23第1項に規定する1級課程の研修を修了した者</td> <td data-bbox="619 801 888 936">施行令第3条に規定されている証明書の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 936 619 1102">施行規則第22条の23第1項に規定する2級課程の研修を修了した者</td> <td data-bbox="619 936 888 1102">施行令第3条に規定されている証明書の写し及び3年以上介護等の業務に従事した期間の分かる書類</td> </tr> </table>	施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条に規定されている証明書の写し	施行規則第22条の23第1項に規定する1級課程の研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し	施行規則第22条の23第1項に規定する2級課程の研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し及び3年以上介護等の業務に従事した期間の分かる書類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="901 235 1161 504">施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者 <b>新</b></td> <td data-bbox="1161 235 1417 504">介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条に規定されている証明書の写し（看護師等の資格を有する者についてはその免許証等の写し） <b>新</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 504 1161 801">介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者</td> <td data-bbox="1161 504 1417 801">施行令第3条に規定されている証明書の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 801 1161 936">旧施行規則第22条の23第1項に規定する1級課程の研修を修了した者</td> <td data-bbox="1161 801 1417 936">施行令第3条に規定されている証明書の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 936 1161 1102">旧施行規則第22条の23第1項に規定する2級課程の研修を修了した者</td> <td data-bbox="1161 936 1417 1102">施行令第3条に規定されている証明書の写し及び3年以上介護等の業務に従事した期間の分かる書類</td> </tr> </table>	施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者 <b>新</b>	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条に規定されている証明書の写し（看護師等の資格を有する者についてはその免許証等の写し） <b>新</b>	介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し	旧施行規則第22条の23第1項に規定する1級課程の研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し	旧施行規則第22条の23第1項に規定する2級課程の研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し及び3年以上介護等の業務に従事した期間の分かる書類
施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条に規定されている証明書の写し																
施行規則第22条の23第1項に規定する1級課程の研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し																
施行規則第22条の23第1項に規定する2級課程の研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し及び3年以上介護等の業務に従事した期間の分かる書類																
施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者 <b>新</b>	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条に規定されている証明書の写し（看護師等の資格を有する者についてはその免許証等の写し） <b>新</b>																
介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し																
旧施行規則第22条の23第1項に規定する1級課程の研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し																
旧施行規則第22条の23第1項に規定する2級課程の研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し及び3年以上介護等の業務に従事した期間の分かる書類																
101	左段上から6行目	岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）」	宮城県石巻市及び福島県南相馬市の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）」のうち指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域														
	右段上から10行目	平成24年9月30日	平成25年9月30日														
	右段上から16行目	〔改行後に追加〕	<p><b>（経過措置）</b> <b>新</b></p> <p><b>附則第2条</b> この省令の施行の際〔平成25年4月1日〕現に行われているこの省令による改正前の基準省令第1条に規定する基準該当訪問看護（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県一関市の区域並びに宮城県石巻市及び福島県南相馬市の区域（指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域を除く。）に限る。）内に所在する事業所においてこの省令の施行の際現に利用者に対して行われているものに限る。）の事業に係るこの省令による改正前の基準省令の規定（第2条第2項の規定を除く。）の適用については、平成25年9月30日又は当該利用者が他の介護サービスに移行することその他の事由により当該利用者に対する当該基準該当訪問看護の提供が終了する日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。</p>														

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
<b>2 地域密着型サービス</b>			
392	右段下から7行目	ロ 定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務は、基本的には看護師が行うことができないが、「介護員養成研修の取扱細則について」（平成18年6月20日老振発第0620001号厚生労働省老健局振興課長通知）の取扱いのとおり、介護員養成研修の実施主体である各都道府県の判断により、看護師の資格を有していることをもって訪問介護員等として認める取扱いとしても差し支えない。	ロ <u>看護師等の資格を有している者については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）により、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事することを認めている。</u>
429	右段下から16行目	ハ 定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務は、基本的には、看護師等は行うことはできないが、「介護員養成研修の取扱細則について」（平成18年6月20日老振発第0620001号厚生労働省老健局振興課長通知）の取扱いのとおり、介護員養成研修の実施主体である各都道府県の判断により、看護師の資格を有していることをもって訪問介護員等として認める取扱いとしても差し支えない。	ハ <u>看護師等の資格を有している者については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）により、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事することを認めている。</u>
480	右段上から14行目	障害者自立支援法	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>

[参考]

**東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について**  
(平成25年3月27日 老発0327第6号)

**第一 改正省令の内容**

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号。以下「特例省令」という。）第2条第1項に規定する特例措置は、平成25年9月30日までの間において特定被災区域（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（宮城県石巻市及び福島県南相馬市の区域に限る。）のうち指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域における災害救助法第2条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用すること。（特例省令第1条及び第2条第2項関係）

**第二 施行期日**

改正省令は、平成25年4月1日（第2条第2項の改正規定は、公布の日）から施行することとしたこと。（附則第1条関係）

**第三 経過措置**

改正省令の施行の際に、岩手県一関市の区域並びに宮城県石巻市及び福島県南相馬市の区域（指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域を除く。）内に所在する事業所において、現に利用者に対して行われている基準該当訪問看護については、平成25年9月30日又は利用者が他の介護サービスに移行する等の事由により基準該当訪問看護の提供が終了する日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によること。（附則第2条関係）

参照ページの誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
177	右段下から1行目	513頁	523頁
284	右段下から1行目	942頁	943頁
469	右段下から17行目	459頁	529頁
480	右段上から22行目	513頁	523頁
572	右段上から6行目	546頁	545頁